

遠隔地手当のご案内

1. 適用範囲

新卒（独身者）・中途採用者（独身者）で採用前の住所から勤務地まで片道90分以上もしくは50km以上の距離を要し、かつ、この範囲より会社に近い地点に持家またはこれに準ずる住居を有しない、会社が認めた者とする

2. 支給項目

支給項目は下表のとおりとする。

費用負担区分	負担者
支度金	会社
移転料（交通費）	会社（車賃1kmあたり17.25円）
入居費用（敷金・礼金・紹介料等）	会社（上限額22万円）
賃借料（毎月）＋共益費	会社＋入居者
駐車場代	入居者
水道・光熱費	入居者
地震・火災保険料	入居者
その他費用	入居者

3. 支度金

移転に掛かる支度金として3万円を支給する。

4. 賃貸料

賃借料（算定上限55,000円、超過分は入居者負担）から面積比使用料（100円未満切り捨て）を差し引いた金額を支給する。

【支給例】家賃55,000円(共益費込)の場合

$$\text{家賃 (55,000円)} - \text{個人負担額 (12,000円)} = \text{会社補助 (43,000円)}$$

5. 支給期間

遠隔地手当の支給年限は入居開始より3年とし、試用期間終了後に支給を開始する。

6. 支給申請

遠隔地手当の支給を受けるものは、遠隔地手当支給申請書【様式1】を人事総務課へ提出し承認を受けること。※入社後に詳しく説明いたします。

■申請時の必要書類

- ・引っ越し業者の領収書（写）移転前及び移転後の住所が記載されているもの
- ・賃貸借契約書（写）（敷金、礼金、賃貸料、共益費及び部屋の面積が確認できるもの）
- ・不動産仲介業者の領収書（紹介料を支払っている場合のみ）
- ・交通機関の領収書（公共交通機関、フェリー等を利用した場合のみ）

7. 支給の中止

本人の都合により再び転居を行う場合、または支給期間中に配偶者または生計を共にする同居者が入居する場合は会社が特別認めない限り支給を打ち切る。

継続して就業することが見込めない（休職、退職予定等）場合は、基準を満たしていても支給を行わない。

その他

下記のケースは支給対象になりません。詳細については入社後に説明します。

- ・友人、知人宅にしばらく滞在する場合
 - ・「同居」「同棲」「ルームシェア」をする場合（予定を含む）
 - ・入居後、自己都合により引越しを行う場合
- など本来の目的から逸脱しているとみなされる行為

お問合せ

新潟太陽誘電（株）人事総務課
代表：025-545-2511

